

## 令和 8 年度の市の取組みについて

### 目次

#### 1. 保健福祉部

- (1) 子ども政策課…………… 1 ページ
- (2) 子ども家庭課…………… 2 ～ 3 ページ
- (3) 介護・障害福祉課…………… 4 ～ 5 ページ

#### 2. 教育委員会事務局

- (1) 教育総務課 …………… 6 ～ 8 ページ
- (2) 生涯学習課 …………… 9 ～ 1 0 ページ

## 子ども政策課の主な取組み

### 1. **【子ども・子育て会議関係】こども計画等策定事業(新規)**

---

(仮称)多賀城市こども計画の策定

ア こども施策について、こども・若者育成支援計画、こどもの貧困対策計画、母子保健計画などこどもに関する各種計画を包含した、今後5年間の計画を策定

イ 子ども・子育て会議(年3回)の開催

### 2. **【重点事業】公立保育所再編事業(新規)**

---

(1) 八幡保育所大規模改修工事に係る設計業務

基幹保育所として必要な機能などを整備

(2) 今後のスケジュール

令和8年度 八幡保育所大規模改修工事(志引保育所へ一時統合)

令和9年度 八幡保育所開所(志引保育所を廃止)

### 3. **【重点事業】保育士確保支援事業(継続)**

---

(1) 保育士宿舍借上げ支援事業費補助金

民間保育施設の寮を利用する保育士の家賃等支払いを支援

令和7年度より交付要件が拡大

・宿舍借上げ支援の補助対象期間が最長3年→最長5年へ

・補助要件から「保育士資格取得月」を削除し、経験年数の長い保育士も対象となる

### 4. **放課後児童クラブ施設整備事業**

---

(1) 山王小学校放課後児童クラブ増築工事

宅地開発による転入者の増等を要因に児童数の増加が続いており、待機児童の発生を防止するため、山王小学校敷地内に当該放課後児童クラブの専用施設を整備

(2) スケジュール

R8年9月 仮設校舎の撤去

10月～ 整備工事

R9年3月 完成

### 5. **公立保育所運営管理事業(保護者の保育士体験)**

---

(1) 保護者と保育所との信頼関係を深めることを目的とし、志引保育所・八幡保育所で実施

(2) スケジュール

5月～ 保育士体験

6月 保育士研修会(市内教育・保育施設向け)

10月 事業報告会

# 令和8年度 子ども家庭課の主な取組

保健福祉部子ども家庭課

## 1 ヤングケアラー支援事業

ヤングケアラーとは、「家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども」とされています。令和6年の子ども・若者育成支援推進法等の改正により、いわゆるヤングケアラーについて支援に努めるべきであることが法律上明記されました。

本市では、ヤングケアラー疑いのある子どもを含めて実態の把握に努め、適切な支援に結び付けることを目的に、令和7年度は市内の中学生に対しアンケート調査を実施しました。

令和8年度は、市内小学校の5・6年生を対象にアンケート調査を実施します。

### (1) 令和7年度ヤングケアラー実態調査概要

- ア 対 象 : 市内中学校の全生徒(1,642名)
- イ 実施場所 : 各学校教室
- ウ 実施内容 : ヤングケアラーに関する説明動画視聴後にアンケートを実施
- エ 調査結果 : 回答者数 1,528名 回答率 93.1%

| 判定区分   | 1学年 | 2学年 | 3学年 | 不明 | 計   | 全生徒数に対する割合 |
|--------|-----|-----|-----|----|-----|------------|
| A      | 19  | 23  | 16  | 1  | 59  | 3.6%       |
| B      | 17  | 23  | 38  | —  | 78  | 4.8%       |
| C      | —   | 1   | 2   | —  | 3   | 0.2%       |
| D      | 12  | 8   | 6   | —  | 26  | 1.6%       |
| 情報提供のみ | 7   | 7   | 8   | —  | 22  | 1.3%       |
| 計      | 55  | 62  | 70  | 1  | 188 |            |

A:ヤングケアラーの可能性が高く個別相談が必要  
B :ヤングケアラーの可能性が高く個別相談を推奨  
C:ヤングケアラーになり得る可能性があり、本人が希望すれば個別相談を実施  
D:ヤングケアラーの可能性は低い が、なんらかの悩みを抱えている可能性あり  
E:日常生活に問題なし

### オ アンケート後の対応

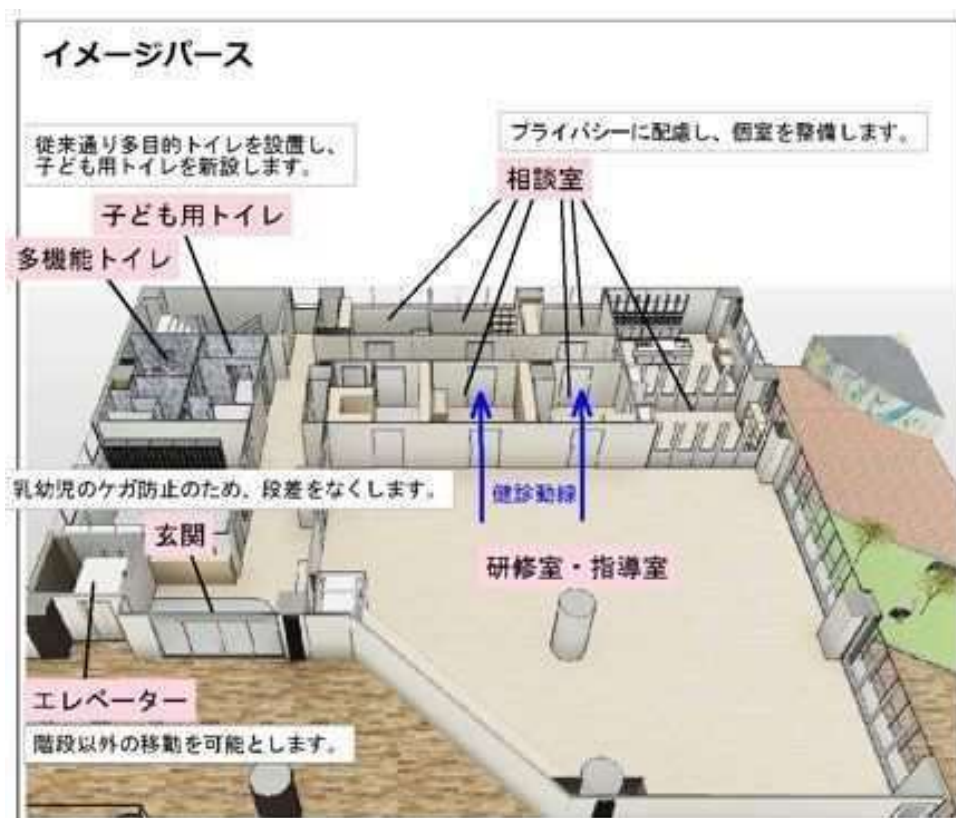
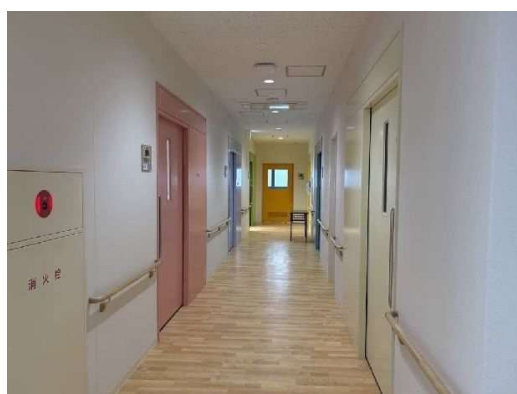
- ・ アンケート結果 A～D に該当する生徒(165名)に対し面接勧奨を行い、18名と面談を実施
- ・ 面接実施後の対応例
  - 家事負担を感じている、家庭環境に懸念のあるケース⇒相談窓口を紹介
  - 学習面で不安があるケース⇒学校へ情報提供
  - 子ども家庭課とつながりがあるケース⇒保護者に連絡し近況確認等を実施

### (2) 令和8年度の実施内容

- ア 対 象 : 市内小学校の5・6年生(約1,120名)
- イ 実施内容 : 中学生と同様の内容で実施

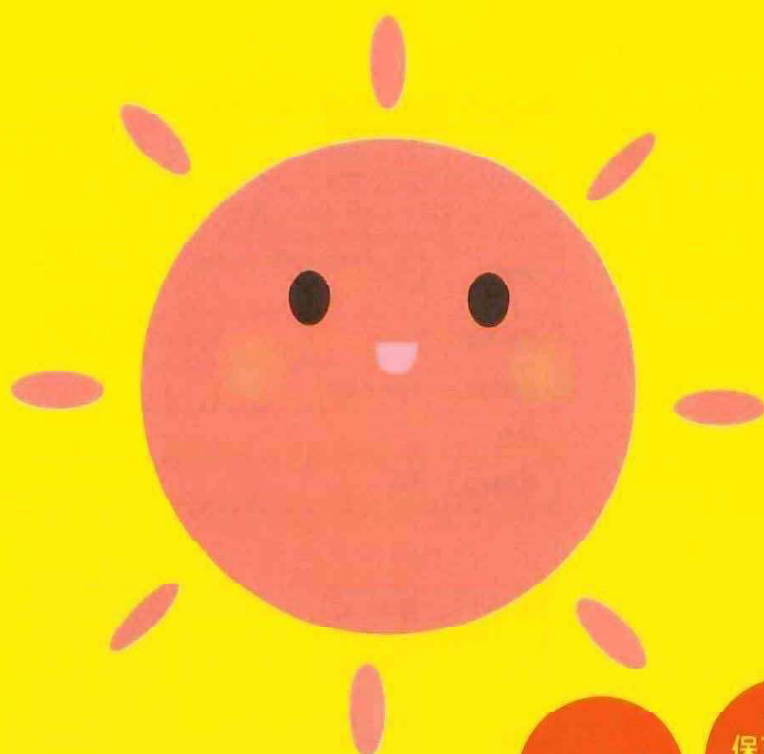
## 2 母子健康センターからこども家庭センターへ(エントランス棟への移転)

令和8年6月から、乳幼児健診等の事業をエントランス棟2階の「こども家庭センター」にて実施しています。



## 介護・障害福祉課の取組について

子どもたちの成長と家族の子育てを支援します



相談支援

保育所等  
訪問支援

啓発・研修

おひさま  
ひろば

児童発達  
支援

多賀城市 児童発達支援センター

# 太陽の家

### わたしたちの目標

発達面でほかの子と少し違う、いわゆる“気になる子”、  
や障がいのある子にとって、育てられる環境はとても重要  
です。地域や社会との関わり合いを通じて、心身ともに健  
やかに成長することでより良い社会生活を自ら営む力が育  
まれます。地域療育の中核を担う施設として「療育」を総  
合的に提供しながら、豊かに伸びていく可能性を秘めてい  
る子ども一人ひとりが、今をもっと良く生き、望ましい未  
来を作り出していけるようサポートします。

### スタッフ

- 所長（多賀城市）
- 管理者
- 児童発達支援管理責任者
- 保育士・児童指導員
- 看護師
- 相談員
- 心理士
- 作業療法士
- 言語聴覚士

# 家族が地域の中で健やかに生活できるように、 家族の子育て支援を行います。

## 児童発達支援 単独通園 (定員 30 名)

集団生活での遊びや個別の訓練により、生活習慣の基礎を作り、社会性を身につける支援を行います。専門職（心理士、言語聴覚士、作業療法士）による療育支援も行います。

|       |                                                            |            |
|-------|------------------------------------------------------------|------------|
| 対象    | 心身の発達に障害を有し、または発達等に遅れがある概ね2歳から小学校就学前の児童で、障害児通所受給者証の交付を受けた方 |            |
| 開園・時間 | 月～金                                                        | 9:30～14:00 |
| 登降園方法 | 送迎有（停留所方式）                                                 |            |
| 給食    | 有                                                          |            |
| 利用料金  | 有料<br>負担があります<br>※所得によって利用者負担の上限があります                      |            |

### ◆一日の流れ

9:30 登所  
10:00 朝のおあつまり  
お着替え  
運動（全クラス合同）  
お着替え  
活動（クラス）  
11:30 給食  
自由活動又はお昼ね  
12:00 活動（クラス）  
13:45 帰りのおあつまり・身支度  
14:00 降所

### ◆年間行事

・誕生会（毎月）・避難訓練  
・はじまりの会  
・遠足・運動会  
・七夕・冬のおたのしみ会  
・豆まき会・いな祭り  
・お別れの会  
※この他にご家族向けの勉強会を開催します

## 相談支援

お子さんの発達に関することなどの相談を行い、お子さんの状況を把握し、必要な支援へとつなぎます。専門職（心理士・言語聴覚士・作業療法士）による専門相談も行います。

|      | 対象                        | 内容                                                                      | 利用時間                  | 利用料金 |
|------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------|------|
| 基本相談 |                           | 相談の窓口になります。相談員が相談をお受けします。専門相談をご希望の方もまずはこちらでお受けします。<br>☎（専用）022-365-2861 |                       |      |
| 専門相談 | 発達等に不安のある児童（18歳未満）と、そのご家族 | 基本相談でお受けした内容によって、相談内容に合った専門職（心理士、言語聴覚士、作業療法士）による相談を行います。                | 8:30～17:15            | 無料   |
| 計画相談 |                           | お子さまの状況やご家族の意向等を踏まえて、必要なサービスを利用するための計画を作成します。                           |                       |      |
| 巡回相談 | 保育所・幼稚園の先生方               | 専門職（心理士、言語聴覚士、作業療法士等）が保育所などに訪問し、先生方にお子さんや保護者とのかわり方などについて助言指導を行います。      | 訪問する施設で、児童が集団生活を営む時間内 | 無料   |

### ◎相談申込みの流れ

事前にお電話で相談申込みをしていただき、相談日のご予約をお願いいたします。【☎（専用）022-365-2861】

## おひさまひろば 親子通園

親子通園により、小集団での遊びなどを通して、お子さんの発達を促します。保護者の方には、お子さんの成長を促すためのアドバイスを行います。

|       |                            |            |
|-------|----------------------------|------------|
| 対象    | 発達等に不安のある小学校就学前の児童およびその保護者 |            |
| 開園・時間 | 月～金                        | 9:30～11:30 |
| 登降園方法 | 保護者と同伴                     |            |
| 給食    | —                          |            |
| 利用料金  | 無料                         |            |

## 保育所等訪問支援

保護者からの要望に応じて、専門の職員が保育所や幼稚園などを訪問し、お子さんの状況に応じた専門的な療育や先生方への助言指導などを行います。

|       |                                                             |                      |
|-------|-------------------------------------------------------------|----------------------|
| 対象    | 保育所・幼稚園などに在籍し、心身の発達に障害を有し、または発達等に遅れがある児童で、障害児通所受給者証の交付を受けた方 |                      |
| 開園・時間 | 訪問する施設で、児童が集団生活を営む時間内                                       |                      |
| 利用料金  | 有料                                                          | ※所得によって利用者負担の上限があります |

## 啓発・研修

保護者や保育所・幼稚園などの先生方を対象に、児童の発達に関する研修会を開催します。

### 利用料金について（補足）

利用者負担の上限額 該当※児童発達支援※保育所等訪問支援

| 区分   | 世帯の収入状況              | 月額負担上限額 |
|------|----------------------|---------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯             | 0円      |
| 低所得  | 市民税非課税世帯             | 0円      |
| 一般1  | 市民税所得割額が28万円未満の世帯（※） | 4,600円  |
| 一般2  | 市民税所得割額が28万円以上の世帯    | 37,200円 |

（※）収入が概ね900万円未満の世帯が対象になります。

（ご利用お問い合わせ） 児童発達支援、保育所等訪問支援をご利用の際は、太陽の家へ直接お問い合わせください。



多賀城市 児童発達支援センター  
**太陽の家**

設置主体（施設管理主体）/多賀城市  
事業運営主体/一般社団法人 宮城県手をつなぐ育成会  
〒985-0872 宮城県多賀城市伝上山一丁目1番3号  
【代表】☎022（365）2752 / fax 022（365）2863  
【相談専用】☎ 022（365）2861  
（土・日・祝日はお休みとなります）

## 令和8年度教育総務課の主な取り組み

### 1. たがじょう心のケア教育相談事業(令和8年度継続)

子どもたちが抱える問題や課題を早期発見できるよう相談体制を確保し、いじめや学校不適応といった問題の解決に向けて各専門家による連携支援を実施

#### (1) スクールカウンセラーの全校配置

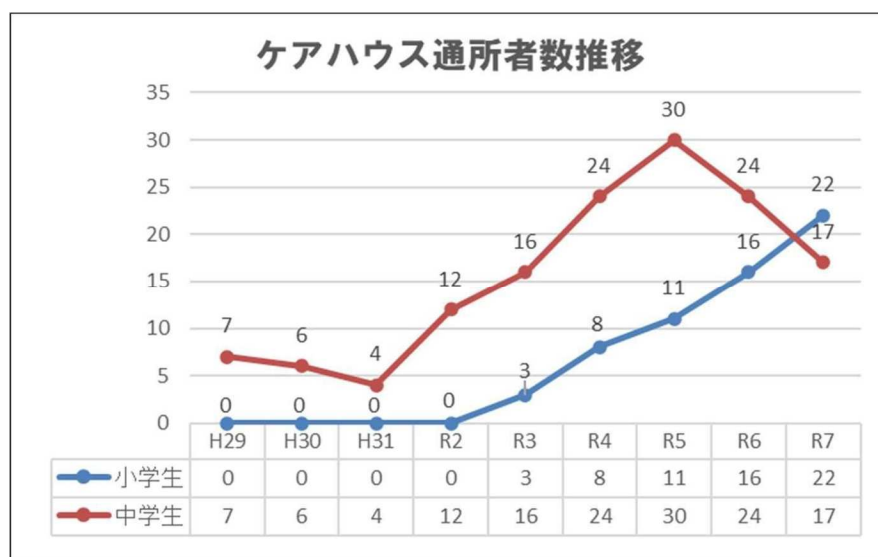
- ・県費負担非常勤職員を全校1名ずつ配置
- ・各学校にて月3～4回相談日を設定し、児童生徒、保護者及び教職員等が相談可能

#### (2) スクールソーシャルワーカーの派遣

- ・県からの委託契約に基づき、市が直接雇用を行い、各学校の申請に応じて派遣
- ・3名任用
- ・問題を抱える児童生徒がおかれている環境への働きかけを行い、関係機関等とのネットワークの構築、連携及び調整、学校内におけるチーム体制の構築支援等を行う。

#### (3) たがじょう子どもの心のケアハウスの運営

- ・平成29年度開所し、令和4年度から特定非営利活動法人アスイクへ業務委託
- ・通所者数は下記のとおり（グラフ「ケアハウス通所者数推移」参照）



#### (4) 学校内の別室登校児童生徒への対応支援

普通教室での学習や集団活動に不安を抱えている児童生徒が安心して学ぶことができる校内環境の整備を支援

- ・学び支援教室の設置（第二中、高崎中）

※県の学び支援教室支援事業を活用して実施しており、本事業により学び支援教室担当教員が加配され、県の学び支援教室コーディネーターからの助言を受けながら対応。市としては教材や参考図書等の購入費用の支援や学生ボランティアを派遣

- ・その他各校における別室（保健室、空き教室等）

各校の工夫により対応しており、教材や参考図書等の購入費用を支援

## 2. 地域とともにある学校づくり事業(コミュニティ・スクール)(令和8年度継続)

地域とともにある学校を目指した学校運営協議会の設置・運営(生涯学習課の学校協働活動事業と両輪で推進)

### (1) 学校運営協議会の設置(準備含む)対応状況

- ・令和4年度 多賀城八幡小学校、多賀城中学校に準備会設置
- ・令和5年度 多賀城八幡小学校、多賀城中学校に学校運営協議会設置  
その他8校に準備会設置
- ・令和6年度 全小中学校に学校運営協議会設置済

### (2) 自主学習支援の取組

- ・多賀城スコーレ(夏季休業3日間及び冬季休業2日間)の開催  
東北学院大学学生ボランティアや地域ボランティア等を活用し、3公民館にて実施

### (3) その他、地域と連携した活動の推進

- ・地域ぐるみ生徒指導委員会(中学校区単位)に対する補助金支援(1校当たり62,500円)  
本委員会は、子ども110番の家とりまとめや防犯マップの作成配布等を実施

## 3. 学校教育支援事業(令和8年度継続)

児童生徒が夢や希望をもち、充実した学校生活を送ることができるよう、各種支援員の配置や教育支援システムの活用等を行う。

### (1) 子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援を行うため、支援員を配置

#### ア 特別支援教育支援員

小中学校の特別支援学級在籍児童生徒数等に応じて支援員を配置

#### イ 学習指導支援員

小学校に1名ずつ配置し、個別の学習支援等を行う。

#### ウ 理科支援員

小学校に1名ずつ配置し、実験等の準備や授業支援を行う。

#### エ 部活動指導員

中学校の希望に応じて配置

### (2) 特別支援教育支援システムの活用推進

主に特別支援教育について、個別の教育支援計画や指導計画の作成、教材や研修動画の活用など、子どもたち一人一人に寄り添った学びの提供を目指すため、各小中学校に教育支援システムを導入

### (3) 看護師の配置

医療的ケアを必要とする児童に対し、看護師を配置(小学校1校)

## 4 部活動地域教育プロジェクト事業(令和8年度継続)

少子化の時代にあっても学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動となるとともに、教員の長時間勤務の解消を図るため、スポーツ団体、保護者、民間事業者等の協力のもと、地域におけるスポーツ及び文化芸術の環境整備を図るもの

(1) 令和7年度まで

- ア 部活動地域教育プロジェクト検討協議会の設置・会議開催
- イ 個別課題等について検討
- ウ 保護者等へリーフレットの配布周知

(2) 令和8年度

- ア 居場所一覧の公表
- イ 個別課題等について検討（再掲）

## 令和8年度 地域とともにある学校づくり事業（地域学校協働活動事業）

### 1 地域学校協働本部

地域みんなで子どもたちを育てる仕組みづくりの推進に向けて、より多くの地域住民等の参画による学校・家庭・地域の連携・協働体制である「地域学校協働本部」による緩やかなネットワークを形成しながら、児童生徒の健やかな成長を支援する。

地域学校協働活動推進員、市内小中学校の教職員、放課後子ども教室コーディネーター、公民館職員等を中心に、地域と学校が連携・協働して地域全体で子どもたちの成長を支える活動を推進する。

### 2 4つの地域学校協働活動事業

#### (1) 学校支援活動

児童生徒が生き生きと安全に暮らしていくことを目指し、学校・家庭・地域が連携協力し合いながらより良い教育環境を創るため、授業支援等を行う。

#### (2) 地域活動（地域力向上事業）

災害時に主体的に対応しようとする青少年の育成及び地域防災力の基盤となるコミュニティの醸成を通じた地域教育力の向上を図るため、市内公民館等を会場に、防災キャンプ等を実施する。

#### (3) 家庭教育支援活動

学校・家庭・地域による相互の連携充実が求められる中、その一端を担う家庭での教育の重要性が高まっている。家庭での教育力の向上を図るため、入学説明会や就学時健診等、多くの人が集まる機会を活用し、子育て、食育等に関する家庭教育講座を行う（親教育）。

#### (4) 放課後子ども教室

子どもが心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、放課後や週末等に小学校の教室や体育館等を活用し、児童生徒の安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画による交流活動等の取組を行う。

#### <参考（令和7年度の取組）>

| 事業            | 実施概要                              | 内容                                          |
|---------------|-----------------------------------|---------------------------------------------|
| 学校支援活動        | 参加ボランティア 1,070 名                  | 裁縫補助、キャリア教育、体力テスト補助、調理実習、ギター指導補助等           |
| 地域活動（地域力向上事業） | 3 公民館で実施                          | 防災キャンプ（KIBOTCHA 学習（東松島市体験施設）、公民館宿泊等、防災食づくり） |
| 家庭教育支援活動      | 6 校で計画、5 校で実施<br>*1 校は、感染症予防のため中止 | 子育て支援講座（アナウンサー）、親子活動（鹿踊り）、親子スマホ教室、校庭キャンプ等   |
| 放課後子ども教室      | 参加児童 5,231 名<br>参加ボランティア 1,711 名  | スライムづくり、お米作り体験、テニス体験、防災フェスティバル等             |

<協働教育活動の様子>



①学校支援 裁縫補助



②学校支援  
体力テスト補助



③学校支援  
多小まつり補助



④家庭教育支援活動  
城南小校庭での校庭キャンプ



⑤防災キャンプ  
KIBOTCHA 学習



⑥放課後子ども教室  
スライムづくり



⑦放課後子ども教室  
お米づくり体験